平成２４年（フ）第４５４号
横浜市港南区上永谷３丁目11番１―303号
債務者　倉光　明子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５５４号
岡山県和気郡和気町大田原220番地２
債務者　大田原由恵
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５号
静岡県御前崎市白羽5260番地の１
債務者　石川　訓子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１号
静岡県島田市島321番地　山本パレス１Ａ、旧住所静岡県島田市島616番地の２
債務者　兒玉　卓也
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月26日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９号
静岡市清水区梅田町１番17号　葵ハイツ101号室、旧住所静岡市清水区千歳町６番11―203号　アーバンシティ千歳
債務者　芝野　賀一
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７号
静岡市葵区吉津1905番地　静岡老人ホーム
債務者　八百板秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
静岡市葵区八千代町72番地の14
債務者　杉山　俊明
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地63番地１
債務者　久保　光弘
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第７４１号
東京都江東区新大橋３丁目２―12―301
債務者　木村まり子（旧姓大嶋・山本）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７５号
東京都足立区大谷田５丁目22―６―402
債務者　田中　立直
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８８号
東京都足立区関原２丁目46―７―202
債務者　角濱とも子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００９号
東京都江東区亀戸９丁目９―１―512
債務者　植木　俊明
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６７号
東京都品川区西大井４丁目16―21
債務者　尾花　来美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３５７号
東京都杉並区本天沼２丁目15―２―103
債務者　岡本　康裕
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４２２号
兵庫県西宮市池田町９番７号
破産者　株式会社らん
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５８８号
札幌市白石区中央２条３丁目４番10号
破産者　株式会社アートフーズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部